

## 4 具体的な施策一覧

番号	具体的な施策	
	項目	内容
1	出産・子育てに関する支援の実施	妊娠・出産の不安などに関する相談や多様な保育ニーズへの対応、地域の実情に応じた子育て支援サービスなどの提供、医療保険の自己負担分の費用（通院費は小学校入学まで、入院費は中学校卒業まで）の支給、第3子以降の子ども満3歳到達年度末までの保育料の無料化などを行います。
2	出産・子育てに関する情報提供	2017年度に多言語で作成した、妊娠から出産、子育てに関する手引を外国人保護者に配布するなどして情報提供を行います。
3	子育て支援策を外国人県民につなげるための方策の検討	子育て支援策を外国人県民につなげるための方策について、「外国人県民の子どものためのプロジェクトチーム」（28番参照）で検討を行います。
4	企業に対するワーク・ライフ・バランスの働きかけ	従業員が仕事と育児・介護などを両立することができるよう積極的に取り組む「愛知県 ファミリー・フレンドリー企業」の普及拡大など、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を促進していきます。
5	男性の家事・育児への参加の促進	本県の男女共同参画を推進する中で、男性の家事・育児への参加を促進していきます。
6	多文化子育てサロンの設置促進	周産期からの母子保健事業や子育てに関する日本の制度などについて情報提供をすることに加え、親に子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらったり、子どもの言語習得に大切なポイントの周知を行うとともに、日本人の親子との交流も行い、多文化子育ての拠点となる「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して促進します。
7	多文化子育てアドバイザーの養成	出産・子育ての相談に応じる「多文化子育てアドバイザー」を養成します。
8	あいち医療通訳システムの活用による母子保健対策事業の充実	後述（106・107番参照）
9	プレスクールの設置促進	「プレスクール実施マニュアル」やモデル事業の成果を普及させるとともに、実施主体などへの説明会を開催するなどして、設置か所の増加に努めます。
10	プレスクール実施教室のネットワーク化	プレスクールを実施している教室のネットワーク化を図り、情報交換などをすることによって実施内容の充実を図ります。
11	家庭やコミュニティ内における母語教育の推進	外国人県民が家庭やコミュニティ内において、子どもたちに母語や母文化の大切さを教えたり、母語による学習支援などの取組を行う際の参考にするために作成した冊子の普及や県協会が母語・母文化学習の大切さを伝えるイベントや講座を開催するなどにより、母語教育を推進します。
12	母語支援関係団体の活動促進	母語支援団体が実施する絵本の読み聞かせなどの活動を紹介したり、イベントの後援や広報に協力するなどして、活動を促進します。
13	日本語教育適応学級担当教員の加配	外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置します。
14	語学相談員の配置	外国人児童生徒の母語/母国語（ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語）と日本語の両方に堪能な語学相談員を教育事務所に配置し、公立小中学校への訪問指導を実施します。



乳幼児期



子ども期

番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
15	外国人児童生徒教育に携わる教員の研修	外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などをおして、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。
16	外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換	市町村教育委員会担当者などを対象に、外国人児童生徒の教育や就学に係る連絡協議を行う「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、外国人児童生徒教育の円滑な推進を図ります。
17	青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考の実施	青年海外協力隊経験者を対象とした教員採用選考試験の特別選考、外国語（ポルトガル語・スペイン語・中国語・フィリピン語）が堪能な者を対象とした教員採用選考試験を実施します。
18	日本語能力測定方法の活用の働きかけ	機会を捉えて、市町村教育委員会や小・中学校に対して「日本語能力測定方法」の活用を働きかけます。
19	特別の教育課程による日本語指導の充実及び指導に関する記録の共有	公立小・中学校における「特別の教育課程」により、個別の指導計画を作成し、日本語指導の充実を図ります。
20	日本語初期指導教室（プレクラス）運営に関するリーフレットなどの普及	2016年度に作成した日本語初期指導教室（プレクラス）のリーフレット及び指導計画案の普及を図ります。
21	プレクラスの設置促進・充実	プレクラスの事例紹介やプレスクールと合わせた説明会・ネットワークづくりにより、プレクラスの設置を促進するとともに、充実を図ります。
22	不就学の子どもの就学促進活動に対する補助	広域的に不就学の子どもに対する就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。
23	外国人県民の子どもに対する就学に向けた取組の推進	不就学になった後の進路の選択肢一覧を作成して配布したり、日本の教育制度や進学に関する情報提供などを行うことにより、不就学の子どもや保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うとともに、関係部局と連携して、不就学の実態を把握し、解消に向けた取組を検討・実施します。
24	不就学の子どもの推計	不就学対策の効果を検証するため、以下の計算式により不就学の子どもの数を毎年度推計します。 【計算式】 義務教育年齢者数－（国公立・私立学校在籍生徒数＋外国人学校在籍者数） 注1：義務教育年齢者数は法務省「在留外国人統計」の6歳から14歳の数 注2：国公立・私立学校在籍生徒数は文部科学省「学校基本調査」 注3：外国人学校在籍者数はブラジル人学校・朝鮮学校に調査などを行い把握した生徒数 注4：異なる統計資料を組み合わせて推計しているため、実際の不就学の数ではない。ただし、この数が減ることにより、不就学の子どもが減ったと考えることができる
25	多文化ソーシャルワーカーによる外国人県民の子どもの教育に関する相談の実施	県協会の多文化ソーシャルワーカーが、県協会が作成した「多文化ってこういうこと＝子どもの教育編＝」を活用して、子どもの教育に関する相談に適切に対応します。
26	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業の実施	生活困窮世帯等の子どもを対象に、授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供などを行います。 また、複合的な課題を抱える保護者には、子どもの養育に必要な知識や公的支援の情報提供など、生活困窮者自立相談支援事業と連携した相談支援などを実施します。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
27	家庭教育支援チームによる相談などの実施	家庭教育支援チームによる保護者からの相談対応や、必要に応じて家庭教育コーディネーター（元教員）やホームフレンド（大学生）を派遣します。
28	外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチームの設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、有識者やNPOなどの関係者からの意見も取り入れながら、「教育機会均等法」の趣旨を踏まえ、施策の充実に向けて検討するとともに、乳幼児期から高等学校卒業までの切れ目のない支援のため、情報共有する仕組みについて検討します。
29	乳幼児期から高等学校卒業までの制度・支援策の一覧などの作成	外国人県民が乳幼児期から高等学校卒業までの制度や支援策を把握できるよう、一覧などを作成します。
30	発達障害の可能性のある子どもへの対応の検討及び勉強会などの開催	発達障害の可能性のある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討します。また、当面、どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくるとともに、ネットワークをつくっていきます。
31	各種学校認可申請に関する情報提供など	外国人学校の学校法人化を促進するため、各種学校認可に関する情報提供を行っています。
32	外国人学校への私学助成金の交付	学校法人認可の外国人学校には、教育を行うために必要な経常的な経費に対し、補助金（「経常費補助金」）を交付します。また、地域社会における国際化の進展を図るための取組に対しても補助金を交付します。
33	外国人学校における健康診断の実施状況の把握及び実施への働きかけ、保護者への啓発	外国人学校における健康診断の実施状況などの実態を把握するとともに、未実施の学校へは実施に向けての働きかけを行い、保護者に対する健康診断の重要性の啓発も行います。
34	外国人学校との連携	外国人学校との連携を密にし、様々な課題を把握したり、相談に応じます。
35	豊かな心や健やかな体を育むための機会の提供や環境整備などの実施	命の誕生に感動したり、生きることの素晴らしさを実感できる経験や自然に触れる体験など、様々な交流や体験の機会を提供するとともに、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を高められるよう環境整備などを行います。
36	進路に関する情報提供などの実施	外国人県民の子どもたちや保護者などが、日本の教育制度などについての理解を深めるために進路に関する教育相談会や、日本社会で活躍している二世帯から話を聞く機会を設けます。
37	外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブックの更新・普及	外国人県民の子どもたちが将来に夢を持ち、その実現に向けて努力するとともに、周囲の人が、子どもたちの進学や就職に向けて支援することができるよう作成した「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」の情報を更新するとともに、活用方法を作示し、普及を図ります。
38	子どもの貧困対策推進プロジェクトチームの設置	未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される環境を整備することを目的として、部局横断的な子どもの貧困対策推進プロジェクトチームを設置し、子どもの貧困対策関連施策について検討を行います。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
39	地域安全活動の推進	外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。 少年の非行防止を図るため、外国人学校や外国人少年が在籍する小・中学校などと連携した「非行防止教室」を実施します。
40	犯罪の取締り	外国人県民が被害者となるような犯罪、不法就労助長事犯など外国人県民を利用しようとする犯罪などへの取締りを強化します。
41	地域安全対策の推進	安全・安心に関する情報を、交番、駐在所の広報紙や巡回連絡の機会を通じて提供するほか、外国語メディアのホームページや外国語広報誌などにも情報提供していきます。 管内の外国人県民の居住実態に応じて、外国人県民を県内各警察署に設置されている警察署協議会委員に選出していきます。 犯罪被害者などに対しては、刑事手続きの流れや相談窓口などに関する情報を提供するための手引き（外国語版）を作成し、愛知県警察のウェブページに掲載します。
42	交通安全対策の推進	ウェブページで、5か国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語）の交通安全情報を提供します。また、外国人県民向け交通安全教育ビデオの貸出など啓発に努めます。 また、外国人県民を雇用している各企業や事業所、外国人学校などを対象に、各警察署管内の実態に応じた交通安全教室や講演会などを実施します。
43	多言語による消費生活情報の提供	消費生活情報や相談窓口の案内を多言語化してウェブページに掲載します。
44	外国人県民の子どもの日本語学習の促進	「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室や外国人学校を支援します。
45	学習支援ボランティアの確保	地域の日本語教室のボランティアの養成をするとともに、学習支援ボランティアの参加を幅広く呼びかけ、参加を希望する人を国際交流協会やNPOなどに紹介します。
46	日本語スピーチコンテストの実施	外国人児童生徒等によるスピーチコンテストを開催し、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識を高め、日本語習得を促進します。また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会開催を要望します。
47	外国人生徒の高等学校入学者選抜などに対する配慮	外国人生徒が公立高等学校への入学を希望する場合、一般入試とは別枠で入学者選抜を実施するとともに、定時制課程の前期選抜において学力検査問題のルビ振りなどの配慮を行います。また、多言語で入学者選抜制度の案内を作成します。
48	県立高等学校の外国人生徒を対象とした入学者選抜実施校の一覧の作成	県立高等学校の外国人生徒を対象とした入学者選抜実施校の一覧を作成し、インターネット上で学校の概要や特色などの情報を得られるようにします。
49	県立高等学校における外国人生徒への教育支援（外国人生徒教育支援員の配置）	日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない外国人生徒などが在籍する県立高等学校（全日制・定時制課程）に、生徒の母語/母国語（ポルトガル語・スペイン語・中国語など）に堪能な外国人生徒教育支援員を配置し、外国人生徒の学習活動や学校生活などを支援します。



青年期



成人期

番号	具体的な施策	
	項目	内容
50	外国人生徒教育支援員のネットワークづくりへの協力	外国人生徒教育支援員のネットワークづくりに協力することにより、質の向上に努めます。
51	若者・外国人未来塾の開設及び拡大	困難を抱えた子ども・若者や外国人の社会的自立をめざし、高等学校卒業認定試験の合格等に向けた学習支援や関係機関などと連携した相談・助言、外国人に対する日本語学習支援、基礎的なパソコン講座を行うために、2017年度に県内3地区で開設した「若者・外国人未来塾」の実施を所拡大に努めます。
52	高等学校に通い続けるためのサポートの検討	高等学校に進学した外国人生徒の実態などを把握するとともに、どんなサポートが必要か「外国人県民の子どものためのプロジェクトチーム」（28番参照）で検討を行います。
53	中学卒業程度認定試験の改善要望	外国人が多数居住している7県（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市で構成される「多文化共生推進協議会」において、中学卒業程度認定試験の改善要望を国に対して行います。
54	学齢超過の子どもへの就学促進活動に対する補助	広域的に学齢超過の子どもに対する高等学校等への就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。
55	就学に伴う経済的負担の軽減	私立高等学校の入学納付金等の負担軽減や県立高等学校での入学料・授業料の減免、奨学金制度などを実施します。
56	就学に伴う経済的負担軽減制度の周知	本県が行う高等学校の就学に伴う経済的負担軽減制度の他、各大学が独自に実施する入学料・授業料の減免制度や各種団体が行う奨学金制度などについて、制度の内容や制度利用にあたっての留意点などについて情報提供を行います。
57	外国人学生の県庁でのインターン受入れ	日本社会で円滑に就職できるよう、外国人学生をインターンとして受け入れます。
58	外国人学生の企業でのインターン受入れ促進	NPOなどと連携し、外国人学生を企業がインターンとして受け入れるよう、受入れ事例の紹介などを通じて促進します。
59	企業展見学会の実施	日本語教室などに通う子どもたちを企業展に連れていき、様々な職業の存在について知ってもらうことにより、職業観の醸成を図ります。
60	子ども若者地域協議会設置促進	困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を送れるように支援する「子ども・若者支援地域協議会」などのネットワークが、市町村において整備されるよう支援します。
61	第二世代のネットワークづくり	日本で生まれ育った第二世代の会議の開催などをおしてネットワーク化を図ります。
62	有害環境などへの対応	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制や、適正なインターネット利用に関する啓発を行います。
63	高校生を受け入れている日本語教室の事例などの紹介	高校生を受け入れている日本語教室の事例やノウハウの紹介を行います。
64	外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を、企業などを対象としたセミナーを開催するとともに、企業などの集まる研修や会合の場に出向くなどして、広く普及していくとともに、周知の方法も検討します。
65	外国人労働者憲章の見直し	経済団体などと意見交換をしながら、外国人労働者憲章の見直しを行います。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
66	外国人労働者の適正雇用に関する国への要望など	「多文化共生推進協議会」（53番参照）において、外国人労働者の適正雇用や相談窓口の設置に関して要望を行います。また、愛知労働局と連携して外国人労働者の実態把握に努めるとともに、相談窓口の情報提供を行うなど、適正雇用に向けた取組を進めていきます。
67	定住外国人を対象とした職業訓練の実施	高等技術専門校で、身分に基づき本県に在留する外国人を対象とした職業訓練（定住外国人対象委託訓練）を実施します。
68	留学生の就業促進	留学生採用に向けた企業啓発パンフレットの作成や留学生生活用講座の開催による企業の意識啓発、インターンシップや相談窓口による就職支援、企業と留学生との交流会や企業見学ツアーによる交流機会の創出を行い、留学生の就職と地域定着を促進します。
69	外国企業の誘致	（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）、「愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター（I-BAC）」、「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNIC）」と連携し、企業招へい・海外ミッションの派遣や、拠点立上支援などにより、外資系企業を誘致します。
70	就業サポート及び相談窓口の紹介	あいち労働総合支援フロアやヤング・ジョブ・あいちで就業に関する相談などを行います。また、就業促進に係る施設や相談窓口を外国人県民に紹介するとともに、長期的なビジョンを持てるような情報の提供を行います。
71	外国人県民の起業の促進	多言語で起業のための情報提供などを行うことにより、外国人県民の起業を促進します。
72	結婚・離婚や家庭内の問題解決に向けた支援	県協会が作成した冊子「多文化ってこういうこと＝結婚・離婚編＝」を活用して、結婚・離婚などの相談に適切に対応します。
73	ドメスティック・バイオレンス（DV）などへの対策の推進	愛知県女性相談センターでは、DVを始め、家庭内で直面する様々な問題の解決を図るとともに、相談員など専門家のネットワークづくりの推進に取り組みます。また、一時保護された外国人県民からの相談に対応できるよう通訳者を雇用し、適切な支援を行います。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談窓口などについて多言語で情報提供します。
74	生活設計のための情報提供	金融リテラシーを身につけ、長期的なライフプランを設計するための冊子などを作成します。
75	自立相談支援事業や生活福祉資金貸付の実施・周知	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に対応するため、県福祉事務所に主任相談支援員及び相談支援員を配置するとともに、生活困窮者の個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、自立に向けた支援を行います。 また、愛知県社会福祉協議会において、低所得者などに対して生活資金の貸付（生活福祉資金貸付）を行うとともに、民生委員による相談支援を行います。 なお、こうした制度について、多言語により周知するよう努めます。
76	公営住宅を所管する部局や関係機関との情報交換	外国人が多く入居する公営住宅を所管する部局や関係機関との情報交換や意見交換などを行います。



成人期

番号	具体的な施策	
	項目	内容
77	県営住宅入居者に対するルール理解の促進	共同生活で守るべき内容を多言語で記載した「入居者のしおり」（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、ネパール語）などを入居時に配布し、情報の提供に努めるとともに、入居後に「愛知県営住宅ニュース」などの外国語版を作成し、各戸に配布し注意を喚起します。 また、外国人県民が多い地域の愛知県営住宅供給公社住宅管理事務所に通訳を派遣して、入居説明会を開催したり、定期的に相談日を設定して各種相談に応じます。 さらに、日本の生活習慣や共同住宅のルールなどを分かりやすく理解できるように作成したDVDや、子ども向けの絵本などを県営住宅の入居説明会や団地のイベントなどで積極的に活用するとともに、他の公的賃貸住宅管理者にも紹介していきます。
78	住宅セーフティネット制度の推進	外国人、高齢者、障害者などの入居を受け入れる賃貸住宅の登録や入居者に対する居住支援などを推進します。
79	あいち医療通訳システムの活用によるメンタルヘルスへの対応	後述（106番参照）
80	関係部局と連携したメンタルヘルス相談の充実・周知	心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、県精神保健福祉センターや県保健所、労働者の相談窓口などにおけるメンタルヘルス相談の充実を図っていきます。
81	福祉サービスの多言語による情報提供	福祉サービスについて、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図ります。
82	あいち医療通訳システムの活用による自立支援医療などへの対応	後述（106番参照）
83	地域の日本語教育に関わる主体の連携・協働の推進	「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」の普及により、地域の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することを促進します。
84	あいち外国人の日本語教育推進会議の開催	地域の日本語教育に係る機関・団体の代表で構成される「あいち外国人の日本語教育推進会議」を開催し、関係者との情報共有や意見交換を行っていきます。
85	日本語教室のネットワーク組織との連携	東海地域で活動している日本語教室のネットワーク組織と連携して、地域の日本語教室の現状について把握するとともに、日本語教室間で情報交換や意見交換などを行い、日本語教室の運営の安定と質の向上を図ります。
86	地域における初期日本語教育の検討及び初期日本語教室の開催	ほとんど日本語を話せない外国人県民に対応するため、専門機関と連携しながら、外国人受入れの社会インフラとなる地域における初期日本語教育の検討を行い、人材育成を行うとともに、モデル的に初期日本語教室を開催します。
87	就労につながる地域の日本語教室の提案	日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような地域の日本語教室のあり方を示します。
88	外国人就労・定着支援研修の普及	国で行っている「外国人就労・定着支援研修」を市町村の協力を得ながら普及していきます。
89	行動・体験型日本語教室の普及	行動・体験型プログラム研修を実施することなどにより、行動・体験型日本語教室の普及を図ります。



成人期

番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
90	日本語学習機会の提供	「あいち国際プラザ」において日本語教室を開催し、外国人県民の日本語学習を支援します。
91	市町村の日本語教育担当者に対する情報提供	市町村の日本語教育担当者に対して、地域の日本語教育に関する情報提供などを行います。
92	地域の日本語教室の情報提供	転入居時や公営住宅入居時に県協会から提供される日本語教室のリストなどを配布するよう、市町村や関係機関に働きかけます。
93	日本語教育に関する国の会議や研修会などへの積極的な参加	県が地域の日本語教育のコーディネーター的役割が果たせるよう、担当職員を日本語教育に関する国の会議や研修会などに積極的に参加させるとともに、国の動きを把握していきます。
94	地域の日本語教室への支援	県協会では、市町村などと連携して、地域に密着した日本語教室の開設を目指す講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催するとともに、日本語教育に携わるボランティアなどに対して、日本語教育に関する情報提供を行います。また、外国人に関する制度や問題解決のための窓口を知るための勉強会の開催や情報提供を行うことにより、地域の日本語教室を支援します。
95	地域の日本語教室の運営のあり方に関する検討	地域の日本語教室の関係者と意見交換などを行いながら、現状を踏まえて、地域の日本語教室の運営のあり方について検討します。
96	日本語学習に関する情報提供	豊田市の作成した「とよた日本語学習支援システム」や豊橋市が作成した「Vamos Ganbatear」のような、日本語学習コンテンツや日本語学習の教材などに関する情報提供を行うとともに、日本語学習に関する相談にも応じます。
97	外国人県民の高齢化に関するプロジェクトチームの設置	外国人県民の高齢化に関する取組などを検討するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、関係部局以外の関係者からも意見を聴取し、効果的な施策の実施について検討します。
98	外国人県民の高齢化に伴う課題などの周知	外国人県民の高齢化に伴う課題や必要とされる取組などを行政や関係者だけでなく、広く県民に対して周知します。
99	介護通訳の検討・準備	介護保険法に基づく介護サービスの利用や利用に当たっての説明、調査、契約などにおいて円滑に意思の疎通が図れるよう、要介護者や家族、行政や福祉機関、介護サービス事業者などとの間で言語サポートを行う介護通訳の実施に向けて検討・準備します。
100	外国人県民に対する介護制度の周知	介護制度について、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図ります。
101	外国人県民の高齢化や介護の課題に関する啓発	外国人県民の高齢化や介護の課題に関する課題などを把握し、その結果を行政や介護施設、関係機関などに対して知らせます。
102	外国人県民の介護人材育成	介護分野の職業訓練などを通して、外国人県民の介護人材を育成します。
103	終活のための情報提供	終活のための冊子などを作成し、情報提供や説明会を行います。
104	年金の加入促進	年金制度について、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図るとともに、外国人労働者憲章に社会保険への加入を明記するなどして、彼らを雇用している企業などに対して、社会保険への加入を促進します。
105	無年金者の救済措置に関する国への要望	「多文化共生推進協議会」（53番参照）において、無年金者の救済措置に関する要望を行います。



老年期

医療

防災

番号	具体的な施策	
	項目	内容
106	あいち医療通訳システムの普及・質の向上	外国人県民が安心して医療機関や保健所・保健センターなどを利用できるよう、通訳者の派遣や電話通訳などを利用できる「あいち医療通訳システム」の運用を行うとともに、利用医療機関などの増加に向けての取組や外国人県民などへの周知に努めます。また、通訳の質の向上のため、養成研修だけでなく、フォローアップ研修も行います。
107	保健分野での活用の促進	「あいち医療通訳システム」を保健分野にも活用してもらうよう、市町村の保健所・保健センターに利用を働きかけます。
108	県立病院などにおける「あいち医療通訳システム」の利用	県立病院や保健所において、「あいち医療通訳システム」を利用して、外国人県民への診療や地域保健活動が円滑に進むよう努めます。
109	「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及	医療機関などにおいて、外国人患者を円滑に受け入れられるよう、「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及を図ります。
110	外国語対応可能な医療機関についての情報提供	ウェブページ（救急医療情報システム）で、外国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語など）での診療が可能な病院や診療所の情報を提供します。また、5ヶ国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）の音声とファックスにより、外国語対応可能な病院や診療所の情報を提供します。
111	医療保険制度に関する情報提供	医療保険制度について、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図ります。
112	災害多言語支援センターの体制整備	大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センターを設置し、市町村などの要請に応じて、通訳派遣や翻訳を行うとともに、多言語で災害情報の提供を行います。また、センターが有効に機能するよう、他自治体や国際交流協会、企業等との連携体制も整備します。
113	災害時外国人支援ボランティアの養成	災害多言語支援センターからの依頼に基づいて通訳や翻訳をする人材を養成します。
114	災害時の電話通訳による対応	外国人被災者に対応するため、企業と連携して、災害時に県・市町村などから電話通訳が利用できるようにします。
115	災害情報を知らせる仕組みの検討	企業と連携し、外国人県民に対してスマートフォンのプッシュ通知により災害情報を迅速に伝える仕組みを検討します。
116	災害時などにおける多言語化支援ツールの普及	「多言語情報翻訳システム」や「災害時多言語表示シート」などの多言語化支援ツールを普及します。
117	「やさしい日本語」の普及	ゲーム感覚で楽しめるように作成したアプリや、「やさしい日本語」を作成するうえで参考となる手引などを活用して、「やさしい日本語」を普及します。
118	避難所の多言語化の促進	多言語表示シートの活用や様式などの多言語化を図り、市町村を通じて県内の避難所への整備を促します。
119	外国人避難所受入マニュアルの作成	愛知県避難所運営マニュアルに加え、外国人県民を避難所に受け入れるためのマニュアルを作成します。
120	多文化防災のネットワーク組織との連携	多文化防災のネットワーク組織と連携してイベントなどを開催するとともに、意見交換会を開催します。



防災



体制



番号	具体的な施策	
	項目	内容
121	市町村職員などを対象とした災害時外国人支援活動講座の開催	市町村職員などを対象とした災害時外国人支援活動講座を開催します。
122	地域の防災グループなどに対する多文化防災の働きかけ	多文化防災のネットワーク組織の活動に合わせ、地域の防災グループなどへ多文化防災の視点をもってもらえるよう働きかけていきます。
123	外国人県民に対する防災知識の普及・啓発及びポータルサイトなどの検討	外国人県民に対して、多言語で防災知識を提供することにより、平時から防災に関する知識の普及や意識の向上に努めるとともに、災害情報と防災知識を同時に得られるポータルサイトなどの開発を検討します。
124	多文化ソーシャルワーカー活用の働きかけ	養成した多文化ソーシャルワーカーの活用を市町村に働きかけます。
125	多文化ソーシャルワーカーの団体への協力	多文化ソーシャルワーカーが設立した団体の勉強会や研修会に協力することにより、ソーシャルワーカーの質の向上を図ります。
126	外国人相談事業の実施	外国人県民からの労働・税金・医療・教育などの相談に多言語で対応します。また、弁護士による無料法律相談も実施するとともに、市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談を実施します。
127	相談対応マニュアルによる適切な対応	社会福祉や結婚・離婚、子どもの教育をテーマにした相談対応マニュアルなどを各種相談窓口に配布して、適切な対応が図られるよう働きかけます。
128	在名古屋ブラジル総領事館との意見交換会の開催	在名古屋ブラジル総領事館と定期的に意見交換を行い、ブラジル人に対する効果的な取組を行います。
129	現場に寄り添った視点を持った職員の育成	多文化共生に関する知識だけでなく、支援の現場や市町村・NPOなどの行うイベントに積極的に参加して、現場に寄り添った視点を持った職員を育成します。
130	有識者などとのつながりの継続	これまで本県の多文化共生施策に関わっていただいた有識者や支援者の方々をリスト化し、定期的には本県の多文化共生の実施状況を知らせるなどして、つながりを継続し、必要なときに助言などをいただけるように努めます。
131	タウンミーティングの開催	多文化共生の推進にあたっては、県だけでなく、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、学校、自治会や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしていることから、様々な立場の者が、お互いの特長を生かしながら、対等な立場で連携・協働するとともに、本県の多文化共生施策について話し合うためのタウンミーティングを定期的で開催します。
132	顕彰の実施	多文化共生の推進に長年貢献し、その業績が顕著な個人や団体に対して、多文化共生推進功労者表彰を行います。
133	若い世代の人材育成	多文化共生に関する活動を行っていたり、これから活動したいと思っている若い世代を対象に、大学などと連携し、講座や交流会などを開催することにより、次代を担う人材を育成します。

共生関係

番号	具体的な施策	
	項目	内容
134	外国人コミュニティとの意見交換などの実施	持続可能で有機的なつながりのあるコミュニティの形成や人材育成につなげるため、外国人コミュニティと連携して、情報提供や意見交換などを行うとともに、先進事例の紹介などを行うセミナーなどを開催することにより、外国人県民同士で教え合える場づくりや世代間の交流の場づくりなどを働きかけるとともに、地域活動の担い手も育成します。また、こうした場づくりを行うことのできる施設の紹介なども行っていきます。
135	外国人グループの活動紹介	地域の課題を解決するために活動をしているグループの紹介などを通じて、日本人の理解を促進するとともに、活動が継続するよう支援していきます。
136	外国人県民とともに日本社会の課題を解決するための方策の検討	外国人県民の力を生かして日本社会の課題を解決するための方策について、有識者や外国人県民を交えて検討します。
137	災害時に活躍する外国人県民の育成	日本赤十字社愛知県支部と連携し、災害時に活躍する外国人県民を育成します。
138	外国人支援ボランティアの活用	外国人支援を行うボランティアを養成するとともに、登録制度の積極的な活用を図ります。
139	外国人県民の力を生かしたまちづくりの紹介	外国人県民の力を生かしたまちづくりの事例を収集し、ウェブページなどで紹介します。
140	在住外国人観光戦略チームによる地域の魅力発見・発信	外国人県民が自らの住む地域の魅力を発見し、発信をします。また、その成果は多文化共生フォーラムあいち（157番参照）などで発表します。
141	多言語による情報提供及び内容の充実	外国人県民に対する生活情報や行政情報に関する多言語の出版物の作成を推進するとともに、愛知県のウェブページの多言語化を図ります。なお、愛知県警察のウェブページでは、「生活の安全・安心」に関する情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語などで提供します。また、情報機器の発達と普及を念頭に置いて、有効な手段を検討していきます。
142	外国人コミュニティやエスニック・メディアなどと連携した情報提供	外国人県民が母語で情報交換しているソーシャルネットワークサービス（SNS）に外国人コミュニティの協力を得て情報を流したり、エスニック・メディアと連携して必要な情報を提供します。
143	外国人が情報を手にとってくれるような方法の検討・実施	市町村や市町村国際交流協会が作成した多言語の情報媒体を外国人県民に手にしてもらえよう、「自由にお取りください」を県で统一的に翻訳して市町村に配布するよう検討します。
144	ポルトガル語が堪能な職員の採用	ポルトガル語が堪能な職員を採用し、通訳・翻訳だけでなく、外国人県民の視点から施策の企画・運営にも従事してもらいます。
145	「外国人県民あいち会議」の見直し	「外国人県民あいち会議」のあり方を見直し、施策に反映させる仕組みをつくったり、会議を公開で行うことにより、外国人県民の意見や思いを発信していきます。
146	多文化共生意識をもった行政職員の育成	行政職員の多文化共生意識の向上を図るため、市町村職員を対象とした専門家による講演や先進的な取組を紹介する研修会を開催するとともに、関係行政職員間の情報の共有や連携を図ります。
147	市町国際交流協会による多文化共生事業の促進	市町国際交流協会との会議を定期的実施し、多文化共生に関する現状や様々な事業についての情報・意見交換を行い、地域全体での多文化共生に関する取組を促進・支援します。
148	市町村に対する多文化共生推進プラン策定の働きかけ	市町村において多文化共生施策を効果的に進めるため、多文化共生推進プランの策定を働きかけていきます。

地域への支援

番号	具体的な施策	
	項目	内容
149	市町村に対する多文化共生分野でのCIRの活用への働きかけ	通訳・翻訳だけでなく、生活支援や住民に対する多文化共生の理解促進のためにCIRを活用している事例紹介などを行い、その活用を市町村に働きかけます。
150	多文化共生の地域づくりのためのマニュアル作成及びキーパーソンの育成	地域や団地で円滑に外国人を受け入れるために、異文化理解や外国人への対応方法などについてまとめたマニュアルを作成して、自治会などに配布します。また、多文化共生の地域づくりのキーパーソンであり、日本人住民からの相談にも乗り、外国人住民と日本人住民の間の架け橋となる「地域多文化コーディネーター」を市町村と連携して育成します。
151	自治会などとの意見交換	県職員が地域へ出向いて、外国人住民も交えて自治会や民生児童委員などとの意見交換を行う。
152	働きやすい環境づくりのための先進事例や相談窓口の提供	働きやすい環境づくりのための先進事例や相談窓口を、セミナーやウェブサイトなどで紹介します。
153	宗教・文化などの理解に対する支援	異文化理解交流講座や国際理解教育教材を活用して、地域や学校、事業所など、外国人県民の受け入れ側に対して、宗教・文化などの理解が進むように支援します。
154	多文化共生の情報を集約したウェブサイトなどの運営	愛知県の多文化共生関連施策や統計情報、イベント紹介など多文化共生社会づくりに役に立つ情報を集約した総合的なウェブサイトの運営を行います。また、フェイスブックにより、イベントや活動内容を紹介するとともに、県民の方々とのコミュニケーションにも役立っています。
155	多文化共生に対する理解を促進するための講座・イベントの開催	多文化共生に対する理解や日本人県民と外国人県民の相互理解を促進するための講座やイベントなどを開催します。
156	多文化共生に対する理解を促進するためのイベント・行事の後援・周知	市町村やNPO、大学などで行われるイベントや行事などを後援するとともに、ウェブサイトなどでも紹介することにより広報にも協力します。
157	多文化共生月間に合わせた取組	多文化共生月間に合わせ、知事からのメッセージの発信や「多文化共生フォーラムあいち」の開催、リーフレットの配布などを行うことにより、県民の理解と認識を深めていきます。また、市町村や国際交流協会、NPOなどが多文化共生月間に行うイベントなどをとりまとめ周知します。
158	愛知県多文化共生シンボルマーク使用の促進	愛知県多文化共生シンボルマークの使用を促し、多文化共生社会の推進を県全体の取組としていきます。
159	多文化共生に関する出前講座などの実施	学校の授業やNPO・企業・地域などで行われる勉強会や会合などの場に県職員が出向き、多文化共生に関する理解を深めるとともに、参加者が自らがどのように多文化共生の地域づくりに関わっていきけるかを考える機会にします。
160	愛知県図書館「多文化サービスコーナー」などの充実・検討	愛知県図書館内に「多文化サービスコーナー」を設置して、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語で書かれた日本での生活や仕事に役立つ資料、日本語習得の学習書、文学作品などの蔵書の充実にも努めるとともに、より充実したコーナーとなるよう検討します。また、外国人県民に対して同コーナーの周知を図るため、各言語によるチラシを作成し、県内自治体、国際交流協会、日本語学校などへの配布を行うとともに、ホームページへの掲載を行います。さらに、県内の図書館において、多文化コーナーの設置に向けた動きを広げるため、事例紹介などを行います。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
161	愛知県国際交流協会の機関誌、図書コーナーでの多文化共生化連情報・資料の提供	愛知県国際交流協会の機関誌に多文化共生関連事業の実例紹介や施策などの情報を掲載するほか、あいち国際プラザ図書コーナーにおいては日本語教育などの多文化共生関連資料を提供します。
162	多言語対応を意識した芸術文化活動の実施	多言語対応を意識した芸術文化活動を実施していきます。
163	スポーツイベントや文化活動などを通じた相互理解の促進	日本人と外国人の交流できるスポーツイベントや文化活動・社会活動の紹介や利用できる施設の紹介を行うことにより、相互理解を促進します。
164	児童生徒への多文化共生教育の推進	公立学校では、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上を図るため、外国人生徒との交流活動などを行うとともに、活動事例集を作成し、普及を図ることにより、多文化共生教育を推進します。
165	小・中学校における多文化共生授業モデルの開発・普及	外国人県民に対して、子どもたちに学んでほしいことのアンケートを行い、授業モデルを開発して普及を図ります。
166	子ども向け多文化共生理解出前講座の開催	小学校などに職員や学生などのボランティアが出向き、映像や絵などを使って子ども向けに多文化共生理解出前講座を開催します。
167	県政の各分野における人権尊重の視点と人権意識の高揚	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権教育・啓発を進め、県政の各分野において外国人県民の人権尊重の視点に立った施策を推進します。また、人権啓発資料を作成し啓発イベントなどで配布して、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚に努めます。
168	多文化共生教育を通じた人権教育の推進	「学びネットあいち」（愛知県生涯学習情報システム）を活用した学習コンテンツにより、互いの文化を理解し尊重する態度を養うなど、人権意識の高揚に努めます。
169	ハイトスピーチの解消に向けた啓発の推進	ハイトスピーチの解消の必要性について周知し、広報その他の啓発活動を実施します。
170	外国人県民の人権を守るための取組	名古屋法務局の人権相談・調査救済制度を広く案内するとともに、情報交換を行いながら、外国人県民の人権を守る取組を進めます。